

北海道告示第 10122 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次の地区における国土調査の成果（地籍図・地籍簿）を認証した。

令和 8 年 2 月 2 日

北海道知事 鈴木 直道

- ・札幌市北区屯田の一部地区（その 4）の地籍図及び地籍簿
- ・上川郡東川町西町 8 丁目、西町 9 丁目の各一部の地籍図及び地籍簿
- ・富良野市字西達布たちばなの一部地区（2）の地籍図及び地籍簿
- ・旭川市新旭川・永山地区の一部（永山 8 地区）の地籍図及び地籍簿
- ・天塩郡豊富町字上サロベツ及びメナシベツの各一部 1 地区の地籍図及び地籍簿